

内閣府「第 1 1 次交通安全基本計画」中間案の概要

令和 2 年 1 1 月 5 日（木）中央交通安全対策会議専門委員会より

(1) 計画の基本理念

- ・ 交通事故のない社会を目指して
- ・ 人優先の交通安全思想
- ・ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築（**新設** 高齢歩行者の交通事故とともに高齢運転者による交通事故は喫緊の課題であり、高齢になっても安全に安心して移動できる社会を目指す）

(2) 道路交通の安全についての対策に係る重視すべき視点

- ・ 高齢者及び子供の安全確保
- ・ 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ・ 生活道路における安全確保
- ・ 先端技術の活用推進
- ・ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ・ 地域が一体となった交通安全対策の推進

(3) 講じようとする施策（施策の柱）

- ア 道路交通環境の整備（**追加内容** 園外活動の安全確保，M a a S の推進による公共交通の利用促進）
- イ 交通安全思想の普及徹底（**追加内容** I C T の活用，サポカー等の技術革新に関する情報提供等）
- ウ 安全運転の確保
- エ 車両の安全性の確保
- オ 道路交通秩序の維持
- カ 救助・救急活動の充実
- キ 被害者支援の充実と推進
- ク 研究開発及び調査研究の充実

<横断的に重要な事項>

- ・ 先進技術の積極的活用
交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進する。加えて、I C T を積極的に活用し、人々の行動の変容を促していく。
- ・ E B P M の推進
計画の推進にあたり、データを収集し、E B P M を強化した、より効果的な交通安全対策を目指す。

(4) 計画における目標

- ・ 死者数 2, 0 0 0 人以下
※ 第 1 0 次計画では、2, 5 0 0 人以下
- ・ 重傷者数 2 2, 0 0 0 人以下
※ 第 1 0 次計画では、死傷者数として、5 0 万人以下